明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委七）　一
○登記回復に関する件（法務九四）　三
○名勝の権限委譲の区域を指定する件（文化庁一九）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産六五九）　一〇
○高速自動車国道に関する件（国土交通二三四）　一〇
○都市計画に関する件（東北地方整備局二七～三〇）　一〇
○道路に関する件（北陸地方整備局一五、一六）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局四七）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局六〇）　一一
○高速自動車国道に関する件（四国地方整備局三四、三五）　一一
○道路に関する件（同三六、三七）　一一
○道路に関する件（九州地方整備局四三）　一一
○都市計画に関する件（同四四、四五）　一一
○道路に関する件（北海道開発局三二、三三）　一一

〔公　告〕

諸事項
官庁
基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

告示

○国家公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月九日

国家公安委員会委員長　松原　仁

第一号の表二号の項中「福山市から尾道市まで」を「福山市から尾道市まで／広島市から廿日市市まで」に改め、同表三号の項中「大洲市北只から同市東大洲まで／須崎市神田から同市下分まで」を「須崎市神田から同市下分まで／宇和島市高串から同市津島町まで／大洲市北只から同市東大洲まで」に改め、同表二百三十五号の項中「門別町」を「日高町」に改め、同表四百八十三号の次に次のように加える。

四百八十五号	松江市西尾町から同市矢田町まで

附　則

この告示は、平成二十四年三月十日から施行する。ただし、第一号の表二百三十五号の項の改正規定は平成二十四年三月十七日から、同表二号の項の改正規定及び同表四百八十三号の次に一項を加える改正規定は平成二十四年三月二十四日から施行する。

○法務省告示第九十四号

仙台法務局気仙沼支局に備えてあった左記登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十四年三月九日から平成二十四年六月九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十四年三月九日

法務大臣　小川　敏夫

記

市町村名	大字名	登記簿の種類	家屋番号
気仙沼市	柏崎	建物	二〇一九番
気仙沼市	栄町	建物	四三番
気仙沼市	栄町	建物	一番三
気仙沼市	化粧坂	建物	二七二番
気仙沼市	化粧坂	建物	二六三番二
気仙沼市	河原田一丁目	建物	一九七九番